国立療養所栗生楽泉園における自動販売機設置・運営者の公募の公示

国立療養所栗生楽泉園は園内における職員のための自動販売機(以下「自販機」という。)の設置・運営者(以下「運営者」という。)を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書を提出願います。

令和2年3月6日

国立療養所栗生楽泉園 園長 坂本浩之助

1. 事業概要

(1) 事業名

国立療養所栗生楽泉園における自販機2台の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、園長が指定する当園土地の一部を有償で借り受け、当園と協議のうえ 運営に必要な設備整備等を行い、職員のための自販機の運営の全般を実施する。

(3)一時使用許可期間

令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日(1年間)

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

- (1)予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画書の提出者に要求される資格 次に掲げる条件を全て満たしている者であること。
 - ① 法人等を設立して5年以上経過しており、自販機について、各々良好な運営実績が3年以上あること。
 - ② 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
 - ③ 不正及び不誠実な行為がないこと。
- (3)企画書を特定するための評価基準
 - ① 企画書の提出者の能力同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績
 - ② 運営者からの提案企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性

3. 手続等

(1) 担当課·係

〒377-1711群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647 国立療養所栗生楽泉園 事務部 会計課 施設管理係 電話0279-88-3030 (内線225)

- (2) 説明書の交付期間及び場所
 - 参加希望者の受付期間及び場所
 - ① 期間 令和2年3月6日(金)から同年3月19日(木)まで ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1 条に規定する行政機関の休日は除く。
 - ② 場所(1)に同じ
- (3) 企画書の提出期限、場所及び方法
 - ① 提出期限 令和2年3月19日(木)17時00分
 - ② 提出場所及び方法 (1)に同じ 持参又は郵送(郵送の場合は提出期限までに必着のこと)
 - ③ この公募に参加する者は、企画書の提出時に、契約担当官が別に指定する暴力 団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

4. その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書は、無効。又は(3) ③の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の応募を無効とするものとする。
- (2) 企画書のヒアリング 必要に応じて実施
- (3) 関連情報を入手するための窓口 上記3(1)に同じ
- (4) 詳細は、説明書による